

依り左記条件ヲ以テ円満解決シタルニ就テハ茲ニ覺書ニ通シテ
製シ当事者双方及調停者各一通ヲ所持スルモノトス

一 従業員ハ工場閉鎖全員解雇ヲ承認ス

二 会社ハ右解雇者四十名ニ對シテ解雇手当其他トシテ金六千五百円ヲ支給ス
但シ之ヲ支給方法左ノ如シ

(1) 本月三日正午現金壹千五百円

(2) 本月末日 現金壹千 円

(3) 本年十月二十日 現金 貳千 円

(4) 昭和六年四月末日 現金 貳千 円

云右(1)(2)(3)ノ四千円中金三千円ハ被解雇者ニ對シテ金債權者自前傳吉氏承認

ヲ得テ今ノ五千八百円ノ債權ニ屬スル会社所有ノ株券類ヲ賣却シて提供スルモ

ノ上ヲ以テ来年一月ニ至ルガ附ニ賣却シ得ル時ハ即時該金ヲ支拂モトス

四 会社ハ誠意ヲ以テ右株券類ヲ速ニ賣却スルヲ

昭和五年十一月十九日

株式会社相田製作所代表者

相田 義明

関東金属産業労働組合代表者

植田 重義

従業員代表

須藤 重花

〃

山下 義家

調停官補

前原 恭次郎